今すぐ透かしを削除する

自家用電気工作物保守点検業務共通仕様書

自家用電気工作物保守点検業務共通仕様書

業務の目的

本業務は、自家用電気工作物(以下「電気設備」という)に関する、関係法令に基づく、保安管理業務を行うことを主たる任務とし、これらの電気設備の正常かつ安全な動作と事故等を未然に防止することを目的とする。

1. 業務の対象

業務の対象となる設備は、別途定める業務内容書のとおりとする。

3. 業務内容

業務内容については、「業務要綱」に定めるほか、別途定める「業務内容書」及び「細目書」のとおりとする。

4. 履行期間　　令和 ４年 ４月１日から 令和 ５年 ３月３１日

5. 業務要綱　　,

受託者は、電気設備に関する点検・巡視・試験・清掃・指導・助言・緊急時の応急処置及び原因究明・軽微な補修及び調整並びに関係各機関への届出を行い、次の業務を実施する。

(1) 電気主任技術者の専任及び届出

受託者は、法令に定められた技術者を専任し、履行期間中は関係各機関に届出を行う。

(2) 電気主住技術者の用務

電気主任技術者は、法令に定められた電気主任技術者としての義務を負うほか、次の用務を行うこと。

① 本業務で実施する作業の監督及び指導
- 作業内容の把握及び監督
- 作業従事者への保安教育及び訓練･指導

② 電気設備保安上、重要と認める事項に対する意見の申出及び指導等
- 電気設備に関する保安上重要な事項の決定及び実施
- 保安規定の改定並びに保安規定の細則の制定及び改定
- 防災体制について
- 技術基準に適合しない事項を発見した場合の申出及び指導
- その他必要な事項

③ 委託者が実施する工事の立会及び工事従事者への指導
- 電気主任技術者の立会いが必要な工事の立会
- 工事従事者への保安教育及び訓練･指導等

④ その他
- 上記に定めるほか、法令に定める業務実施上必要と思われる用務については適宜適切に行うこと。

(3) 業務内容

受託者は次のことを実施する。

① 関係各機関に提出する書類の作成及び届出

*作成した書類は、委託者の承認を受けた後に届出を行うこと。

② 電気設備の法令に定める定期的な点検、測定及び試験の実施
- 月次点検１２回/年(毎月１回)
- 年次点検　１回/年(毎年１回)

*年次点検実施月は月次点検が含まれるものとする。

*月次点検は、委託者からの指示があった場合を除き、原則、月曜日から金曜日の委託者の勤務時間内に実施すること。

*年次点検は、受託後、協議の上、土曜日・日曜日又は祝祭日に実施すること。

今すぐ透かしを削除する

自家用電気工作物保守点検業務共通仕様書

③　**その他**

・上記以外の定期的な巡視
・点検等により発見された、軽微な補修及び調整
・電気設備の事故発生等の場合の緊急出動及び応急処置
・事故等の原因究明と再発防止策の指導及び助言
・別途定める細目書の内容

6.　規律･服装

受託者は、業務従事者に次に掲げる事項を厳格に守らせること。

(1)　市の職員として守るべき事項(地方自治法・地方公務員法・古河市条例規則等に定めるもの)については、職員に準じて守らせること。また、関係法令を遵守し、本業務を実施すること。
(2)　勤務中は、受託者制定の衣服を着用し受託者の名称及び自らの指名を記載した名札を着けて勤務すること。
(3)　勤務中は、礼儀正しく品行をつつしみ応接にあたっては懇切丁寧を旨とし、かりにも粗暴にわたる言動はしないこと。
(4)　勤務中飲酒をしないこと。また、酒気をおびて勤務をしないこと。
(5)　所定の場所以外での喫煙、その他職務の遂行を怠るような行為をしないこと。

7.　業務提供条件

受託者は、次の事項を実施すること。

(1)　受託者は、本契約上の義務を遂行するため、本業務に従事する者を専任する場合には、責任感厚く、誠実で健康な者であること。
(2)　本業務に従事する者の故意又は過失等により、庁舎の利用者又は設置機材等に傷害又は損害を与えたときは、速やかに委託者に報告するとともに、受託者の責任において、全ての補償をすること。
(3)　業務を遂行するために必要な権限は、委託者が受託者に附与し、かつ業務の運営並びに指揮の権限は、受託者が有する。

8.　業務履行の際の注意点

(1)　業務実施責任者の選任

受託者は、本業務に従事する者のうち１名を業務実施の責任者として選任し、委託者との連絡調整に当たらせること。

(2)　技術員の専任

受託者は、本業務を実施するにあたり、必要な資格を有するものを技術員として専任すること。

(3)　業務実施予定の連絡

受託者は業務実施予定工程表に則り、業務の実施を予定する１週間前に事前に委託者に連絡を入れ、業務実施の承諾を受けること。

(4)　業務実施(完了)の報告

受託者は、業務を実施(完了)したときは、業務の実施(完了)後、速やかに委託者に書面にて報告すること。

(5)　業務の記録及び文書等の整理

受託者は、本業務を実施するうえで必要な事項を記録し、文書や図面等を整理し委託者から求めがあった場台には提出すること。なお、書類の保管期間は５年以上とする。

①　設備設置時における原簿や図面等の記録及び保管
②　障害記録表
③　その他必要な書類

(6)　守秘義務

受託者は、この仕様に定める業務を履行するうえで知り得た委託者の秘密及びその他の事項を一切、他に漏らさないこと。

今すぐ透かしを削除する

自家用電気工作物保守点検業務共通仕様書

(7)　経費の負担

本業務を実施するための経費は、受託者が負担するものとする。ただし、下記の経費については、 委託者が負担すること。但し、その使用にあたっては十分注意するとともに、極力節約に努め、衛生に留意すること。

①業務を施するために最低限必要となる光熱水費

②部品の消耗等により交換が必要な部品費

（委託者の過失によるもの･契約内容に含むものを除く）

③その他委託者が必要と認める経費

(8)　その他の留意事項

① 本業務に従事する者は、市の事務事業並びに庁舎内の秩序に支障を与えないように配慮して業務を実施すること。

② 委託者は、受託者がこの仕様に定める業務を行うために職務上の情報を必要の範囲内において提供するものとする。

③ この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて相応の協議の上決定する。